

出産育児一時金の見直しについて

平成26年7月7日
厚生労働省保険局

産科医療補償制度の見直しについて

(平成27年1月以降の分娩より適用)

【平成26年1月20日 第73回社会保障審議会医療保険部会 決定】

○ 補償対象基準の見直し内容について

(一般審査基準)

- ・ 在胎週数 : 33週以上 ⇒ 32週以上
- ・ 出生体重 : 2000g以上 ⇒ 1400g以上

(個別審査基準)

- ・ 低酸素状況を示す要件の見直し

【平成26年4月21日 第74回社会保障審議会医療保険部会 決定】

社会保障審議会医療保険部会において、以下のとおり決定された。

○ 補償対象者数の推計及び保険料水準について

(補償対象者数の推計)

(保険料水準)

・年間 571人(推定区間 423人～719人) 2.4万円(※)

※保険料水準は、補償対象者数推計の上限である719人を元に試算。

○ 剰余金の充当額及び掛金について

・1分娩当たりの充当額 : 0.8万円 ※ 充当期間 約10年(見込み)

・充当後の掛金 : 1.6万円

※剰余金の総額(見込み)は、平成21～26年分で約800億円。

全国の平均的な出産費用について

○病院、診療所、助産所 合計（全国）【平均値】

専用請求書項目	平成22年度(※1)	平成23年度	平成24年度
入院日数	6日	6日	6日
入院料(※2)	108,159円	108,849円	110,112円
室料差額（A）	14,084円	14,086円	14,653円
分娩料	222,599円	226,304円	230,920円
新生児管理保育料	50,642円	50,244円	50,445円
検査・薬剤料	11,547円	11,604円	11,915円
処置・手当料	13,135円	13,167円	13,336円
産科医療補償制度（B）	29,655円	29,703円	29,672円
その他(※3)（C）	24,626円	24,598円	25,324円
小計	474,446円	478,556円	486,376円

※1 これらの数値は、正常分娩に係る直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したものであり、平成22年度は、集計上の都合、4月分を除く11か月分について集計している。なお、前回（平成26年4月21日）の提出資料について、集計対象データの不足等が判明したため、今回、再集計を行っている。（次頁以降も同様）

※2 入院料の中には、食事料等も含んでいる。

※3 その他とは、医療外費用（お祝い膳など）の直接分娩に関わらないものをいう。

小計から（A）～（C）を 控除した額（D）	406,081円	410,169円	416,727円
--------------------------	----------	----------	----------

産科施設別の平均的な出産費用について

○産科施設別（全国）【平均値】

専用請求書 項目	平成22年度(※1)			平成23年度			平成24年度		
	公的病院	私的病院	診療所	公的病院	私的病院	診療所	公的病院	私的病院	診療所
入院日数	7日	7日	6日	7日	7日	6日	7日	7日	6日
入院料	154,470円	120,479円	82,221円	158,204円	121,743円	81,948円	163,539円	122,893円	81,477円
室料差額 (A)	12,312円	16,120円	13,949円	12,888円	15,971円	13,798円	13,798円	16,741円	14,074円
分娩料	171,320円	227,441円	242,227円	174,217円	229,953円	246,475円	178,418円	233,469円	251,340円
新生児管理 保育料	39,669円	52,100円	54,707円	39,257円	51,575円	54,281円	39,526円	51,429円	54,517円
検査・薬剤料	13,572円	12,174円	10,396円	13,790円	11,986円	10,524円	14,018円	12,101円	10,962円
処置・手当料	10,835円	13,131円	14,228円	10,579円	13,009円	14,419円	10,510円	12,926円	14,790円
産科医療補償 制度(B)	29,567円	29,702円	29,711円	29,739円	29,628円	29,752円	29,752円	29,516円	29,740円
その他(※2) (C)	26,986円	22,940円	24,262円	26,952円	22,448円	24,471円	28,178円	23,674円	24,837円
小計	458,732円	494,087円	471,700円	465,627円	496,313円	475,667円	477,740円	502,748円	481,738円

※1 これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したものであり、平成22年度は、集計上の都合、4月分を除く11か月分について集計している。

※2 その他とは、医療外費用(お祝い膳など)の直接分娩に関わらないものをいう。

小計－ (A)～(C)	389,867円	425,325円	403,778円	396,048円	428,266円	407,646円	406,012円	432,817円	413,087円
----------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

都道府県別の平均的な出産費用について(平成24年度) (1)

○都道府県別(項目別内訳) 【平均値】

(最高値: 、最低値:)

	入院 日数	入院料	室料差額 (A)	分娩料	新生児管 理保育料	検査・ 薬剤料	処置・ 手当料	産科医療保 障制度(B)	その他 (C)	小計	小計ー (A)～(C)
北海道	6日	109,589円	6,256円	210,083円	34,143円	7,745円	7,584円	29,980円	22,157円	427,536円	369,143円
青森県	7日	116,584円	11,107円	175,704円	39,826円	11,090円	16,708円	29,972円	23,063円	424,054円	359,912円
岩手県	7日	113,586円	8,152円	203,948円	50,236円	10,598円	13,173円	29,996円	20,464円	450,152円	391,540円
宮城県	7日	124,954円	14,356円	241,399円	56,809円	11,340円	9,022円	29,205円	26,679円	513,764円	443,524円
秋田県	7日	132,437円	7,145円	193,458円	46,354円	9,913円	2,229円	29,953円	18,085円	439,574円	384,391円
山形県	7日	127,769円	10,379円	216,248円	63,363円	11,870円	14,622円	28,357円	13,404円	486,012円	433,872円
福島県	7日	101,887円	12,144円	226,807円	52,004円	11,359円	8,349円	27,485円	21,678円	461,714円	400,407円
茨城県	6日	89,820円	21,027円	261,565円	41,898円	10,038円	19,153円	29,519円	23,877円	496,897円	422,474円
栃木県	6日	72,257円	24,078円	301,503円	45,815円	9,607円	4,775円	29,990円	37,738円	525,763円	433,957円
群馬県	6日	109,392円	18,489円	244,067円	52,022円	10,301円	10,482円	29,991円	18,059円	492,802円	426,263円
埼玉県	6日	106,840円	12,207円	253,633円	51,047円	14,592円	15,788円	29,591円	28,052円	511,750円	441,900円
千葉県	6日	90,235円	18,279円	245,964円	55,914円	9,703円	17,140円	28,407円	26,759円	492,400円	418,955円
東京都	7日	135,503円	25,758円	271,594円	55,646円	17,023円	18,106円	29,147円	33,369円	586,146円	497,872円
神奈川県	6日	140,400円	8,700円	234,631円	51,712円	15,917円	19,210円	29,998円	33,584円	534,153円	461,871円
新潟県	7日	126,308円	11,147円	205,172円	62,659円	12,286円	18,551円	29,975円	20,287円	486,386円	424,977円
富山県	7日	116,388円	11,114円	197,982円	54,649円	7,383円	11,560円	30,000円	28,574円	457,650円	387,962円
石川県	7日	113,351円	18,167円	201,483円	58,870円	5,631円	7,953円	29,964円	20,617円	456,037円	387,289円
福井県	7日	107,587円	21,276円	215,634円	53,512円	8,591円	5,734円	29,985円	11,379円	453,697円	391,057円
山梨県	6日	127,485円	8,693円	222,338円	38,871円	16,644円	8,752円	29,968円	24,275円	477,026円	414,090円
長野県	7日	115,643円	9,406円	247,445円	42,701円	12,039円	15,512円	28,737円	20,593円	492,076円	433,340円
岐阜県	7日	101,315円	7,410円	228,265円	57,648円	9,628円	15,970円	29,989円	24,466円	474,691円	412,826円
静岡県	6日	130,485円	14,189円	205,493円	45,342円	14,526円	14,335円	29,987円	26,956円	481,314円	410,182円
愛知県	6日	105,558円	18,339円	244,455円	52,066円	10,762円	15,646円	29,974円	20,857円	497,657円	428,487円
三重県	6日	101,554円	20,150円	227,757円	60,011円	7,021円	7,534円	29,984円	35,241円	489,252円	403,877円

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

都道府県別の平均的な出産費用について(平成24年度) (2)

○都道府県別(項目別内訳) 【平均値】

(最高値: 、最低値:)

	入院 日数	入院料	室料差額 (A)	分娩料	新生児管 理保育料	検査・ 薬剤料	処置・ 手当料	産科医療保 障制度(B)	その他 (C)	小計	小計ー (A)～(C)
滋賀県	6日	100,440円	21,868円	211,890円	50,569円	16,620円	14,157円	29,753円	26,291円	471,587円	393,675円
京都府	7日	114,882円	29,790円	191,953円	53,050円	15,786円	14,983円	29,325円	22,938円	472,706円	390,653円
大阪府	6日	111,928円	14,636円	224,255円	55,338円	13,881円	15,459円	29,647円	27,800円	492,944円	420,861円
兵庫県	6日	108,227円	16,089円	236,066円	50,250円	15,016円	14,219円	29,705円	23,294円	492,866円	423,778円
奈良県	6日	123,798円	13,313円	216,318円	44,306円	15,070円	15,373円	29,991円	21,695円	479,864円	414,865円
和歌山県	6日	131,579円	16,682円	162,117円	43,959円	15,256円	15,106円	29,980円	29,276円	443,955円	368,017円
鳥取県	6日	102,184円	11,477円	163,034円	47,897円	6,480円	16,012円	29,968円	22,449円	399,501円	335,607円
島根県	7日	127,053円	8,769円	189,650円	40,978円	10,202円	6,745円	29,968円	39,805円	453,170円	374,628円
岡山県	6日	115,374円	12,462円	232,031円	53,276円	7,848円	8,772円	29,935円	19,318円	479,016円	417,301円
広島県	6日	110,660円	13,158円	231,048円	53,617円	10,608円	8,720円	29,998円	17,802円	475,611円	414,653円
山口県	6日	102,477円	9,166円	201,475円	43,104円	11,411円	8,917円	29,985円	20,439円	426,973円	367,383円
徳島県	6日	128,739円	17,872円	191,428円	41,102円	12,664円	16,409円	30,000円	19,278円	457,491円	390,341円
香川県	7日	115,162円	18,881円	204,423円	36,051円	7,674円	8,304円	29,989円	13,860円	434,345円	371,615円
愛媛県	6日	95,923円	13,324円	208,711円	44,043円	9,996円	14,520円	29,997円	25,054円	441,567円	373,192円
高知県	7日	128,220円	13,992円	169,011円	38,151円	7,687円	5,090円	29,918円	22,936円	415,006円	348,160円
福岡県	6日	82,724円	10,563円	244,414円	44,893円	10,296円	13,341円	29,849円	23,173円	459,253円	395,668円
佐賀県	7日	111,100円	3,636円	198,062円	51,464円	7,686円	4,640円	29,987円	23,777円	430,352円	372,952円
長崎県	7日	94,918円	4,461円	236,313円	44,807円	4,750円	3,469円	29,989円	27,514円	446,221円	384,257円
熊本県	7日	94,946円	7,095円	219,491円	34,531円	5,140円	3,321円	29,967円	16,959円	411,449円	357,428円
大分県	7日	77,198円	2,424円	224,289円	45,537円	7,047円	11,777円	30,000円	23,943円	422,215円	365,848円
宮崎県	7日	92,533円	5,867円	209,692円	53,247円	6,698円	3,179円	29,639円	20,024円	420,879円	365,349円
鹿児島県	7日	88,198円	13,298円	201,497円	56,685円	10,981円	5,965円	29,960円	20,127円	426,711円	363,326円
沖縄県	6日	72,237円	11,853円	208,755円	51,572円	9,016円	4,378円	29,937円	26,799円	414,548円	345,959円
全国	6日	110,112円	14,653円	230,920円	50,445円	11,915円	13,336円	29,672円	25,324円	486,376円	416,727円

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

都道府県別の出産費用(平均値・中央値・最高値・最低値)について (1)

○都道府県別合計額【平均値・中央値・最高値・最低値】

(最高値: 、最低値: )

	平成22年度 (4月を除く11か月分の集計)				平成23年度				平成24年度			
	平均値	中央値	最高値	最低値	平均値	中央値	最高値	最低値	平均値	中央値	最高値	最低値
北海道	412,860円	415,570円	811,095円	117,930円	419,799円	421,770円	763,450円	107,620円	427,536円	427,620円	851,840円	91,862円
青森県	413,859円	414,120円	1,628,160円	100,000円	416,454円	416,710円	902,758円	200,966円	424,054円	421,217円	1,136,058円	200,000円
岩手県	433,116円	432,875円	634,327円	163,090円	442,361円	441,815円	672,590円	181,820円	450,152円	448,380円	657,780円	216,920円
宮城県	500,749円	500,300円	834,265円	51,524円	501,613円	500,133円	1,644,391円	186,707円	513,764円	513,200円	1,062,815円	43,068円
秋田県	429,109円	430,650円	654,770円	189,105円	435,437円	437,437円	560,015円	238,720円	439,574円	441,500円	564,840円	156,330円
山形県	471,760円	473,650円	871,650円	227,374円	483,330円	485,030円	674,114円	211,910円	486,012円	487,190円	684,260円	193,430円
福島県	446,884円	447,280円	718,020円	183,870円	455,399円	456,130円	652,290円	170,000円	461,714円	460,789円	1,311,650円	186,230円
茨城県	488,278円	481,000円	1,035,540円	203,925円	491,309円	484,380円	889,250円	22,010円	496,897円	488,090円	1,076,610円	30,000円
栃木県	513,990円	510,133円	1,738,677円	149,820円	518,592円	515,085円	1,094,803円	202,090円	525,763円	521,200円	1,142,350円	88,080円
群馬県	480,416円	472,975円	1,104,410円	161,136円	485,348円	480,077円	985,681円	205,610円	492,802円	485,976円	940,378円	190,930円
埼玉県	496,881円	489,635円	1,092,340円	11,400円	503,446円	495,286円	1,649,150円	70,770円	511,750円	502,450円	1,276,381円	86,910円
千葉県	481,080円	473,485円	1,573,186円	151,370円	486,819円	481,400円	1,894,694円	110,890円	492,400円	486,795円	1,666,750円	30,000円
東京都	566,354円	545,670円	1,962,320円	133,000円	573,375円	551,030円	4,469,365円	17,000円	586,146円	559,590円	2,562,478円	25,550円
神奈川県	519,489円	512,260円	2,140,290円	30,000円	525,914円	518,275円	1,427,150円	32,000円	534,153円	525,250円	1,711,144円	30,000円
新潟県	481,317円	485,160円	967,534円	207,940円	483,491円	486,950円	740,421円	159,190円	486,386円	488,550円	734,210円	119,062円
富山県	449,406円	447,565円	771,595円	219,695円	453,916円	451,215円	724,481円	185,492円	457,650円	456,624円	873,825円	255,439円
石川県	450,260円	452,030円	732,150円	227,040円	452,036円	453,310円	1,346,450円	180,650円	456,037円	457,860円	897,660円	208,425円
福井県	443,928円	437,510円	771,750円	219,670円	448,665円	443,600円	949,371円	112,810円	453,697円	446,735円	1,136,920円	100,000円
山梨県	464,534円	459,049円	796,931円	133,082円	471,131円	467,348円	852,498円	256,506円	477,026円	475,783円	958,382円	124,680円
長野県	476,950円	476,840円	1,029,150円	127,730円	483,688円	483,300円	949,220円	170,650円	492,076円	492,195円	853,370円	227,250円
岐阜県	465,134円	466,755円	866,930円	177,914円	467,646円	469,690円	1,505,590円	206,300円	474,691円	475,088円	1,135,920円	224,750円
静岡県	469,765円	468,725円	1,434,619円	64,300円	472,858円	473,000円	859,341円	30,000円	481,314円	478,690円	1,357,806円	48,200円
愛知県	479,934円	478,433円	1,003,110円	110,610円	489,457円	489,260円	1,396,170円	163,650円	497,657円	498,090円	1,282,620円	57,420円
三重県	472,913円	473,133円	1,072,690円	143,740円	479,148円	477,530円	1,034,931円	192,840円	489,252円	487,794円	1,129,674円	269,450円

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

都道府県別の出産費用(平均値・中央値・最高値・最低値)について (2)

○都道府県別合計額【平均値・中央値・最高値・最低値】

(最高値: 、最低値: )

	平成22年度 (4月を除く11か月分の集計)				平成23年度				平成24年度			
	平均値	中央値	最高値	最低値	平均値	中央値	最高値	最低値	平均値	中央値	最高値	最低値
滋賀県	464,068円	463,823円	1,394,396円	57,000円	467,107円	467,120円	985,110円	131,598円	471,587円	471,800円	857,785円	164,390円
京都府	461,419円	460,130円	1,072,140円	181,320円	464,903円	463,200円	1,403,620円	72,980円	472,706円	471,400円	927,254円	173,530円
大阪府	484,124円	486,365円	1,256,183円	30,000円	487,622円	489,500円	898,690円	30,000円	492,944円	494,000円	845,000円	88,170円
兵庫県	480,996円	480,430円	1,801,075円	32,870円	484,970円	482,300円	2,020,170円	125,890円	492,866円	490,102円	1,076,020円	160,260円
奈良県	470,084円	480,890円	880,360円	238,330円	472,842円	484,365円	1,156,430円	243,000円	479,864円	493,550円	765,790円	130,000円
和歌山県	432,590円	438,828円	675,392円	195,780円	438,130円	441,405円	769,511円	170,630円	443,955円	447,810円	765,170円	203,487円
鳥取県	388,477円	393,570円	587,570円	132,810円	388,919円	392,520円	621,660円	165,790円	399,501円	402,861円	619,725円	131,500円
島根県	443,357円	447,890円	643,582円	149,930円	446,403円	450,640円	978,055円	135,490円	453,170円	456,565円	1,061,798円	219,097円
岡山県	472,284円	465,560円	1,417,320円	7,620円	474,712円	468,705円	1,111,578円	107,650円	479,016円	471,326円	1,098,520円	82,900円
広島県	465,673円	463,098円	1,390,930円	190,000円	469,183円	465,995円	858,150円	205,569円	475,611円	473,721円	844,740円	139,330円
山口県	418,958円	412,130円	936,996円	189,490円	420,877円	414,750円	1,182,732円	140,045円	426,973円	419,615円	921,932円	199,340円
徳島県	441,576円	443,290円	655,612円	270,390円	450,263円	451,970円	649,045円	211,140円	457,491円	457,570円	692,601円	251,787円
香川県	416,563円	420,050円	790,341円	228,331円	423,214円	425,155円	747,640円	193,135円	434,345円	432,000円	744,680円	249,090円
愛媛県	434,409円	435,305円	899,213円	183,940円	436,312円	438,500円	902,861円	172,950円	441,567円	442,340円	770,539円	120,000円
高知県	411,528円	412,505円	630,320円	200,000円	413,198円	412,263円	562,870円	218,938円	415,006円	413,700円	1,295,539円	172,660円
福岡県	450,368円	448,340円	1,207,980円	141,890円	453,992円	451,610円	1,685,496円	36,900円	459,253円	455,990円	1,564,470円	224,660円
佐賀県	426,053円	426,090円	767,170円	90,000円	429,958円	429,120円	624,793円	120,000円	430,352円	430,230円	720,478円	240,000円
長崎県	445,537円	446,400円	737,594円	200,000円	445,327円	445,500円	764,740円	102,630円	446,221円	447,180円	700,210円	214,350円
熊本県	407,805円	416,340円	906,860円	169,072円	407,929円	418,455円	668,320円	214,160円	411,449円	420,000円	857,431円	81,237円
大分県	418,749円	420,390円	997,330円	195,000円	419,840円	420,720円	649,153円	4,310円	422,215円	421,600円	606,007円	14,194円
宮崎県	418,049円	421,140円	1,141,745円	195,840円	420,574円	421,114円	1,059,857円	159,687円	420,879円	420,520円	1,084,248円	148,430円
鹿児島県	424,301円	424,440円	1,119,470円	207,620円	423,705円	423,930円	787,828円	190,803円	426,711円	426,240円	857,910円	193,610円
沖縄県	413,005円	416,162円	729,775円	14,230円	415,005円	419,000円	863,304円	116,719円	414,548円	418,460円	866,660円	149,183円
全国	474,446円	465,750円	2,140,290円	7,620円	478,556円	470,000円	4,469,365円	4,310円	486,376円	476,770円	2,562,478円	14,194円

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

出産育児一時金の見直しの方向性について

- これまで、出産育児一時金の額は、出産費用の状況等を踏まえて改定されてきたところ。
- 今回の産科医療補償制度の見直し(平成27年1月施行予定)においては、掛金が3万円から1.6万円に引き下げられることとなったが、出産育児一時金の総額については、
 - ・ 前回の改定から4年半が経過したが、その後、平均的な出産費用は増加していること
 - ・ 平成24年度における全国の平均的な出産費用(室料差額などの医療外費用を除く。以下同じ。)は41.7万円となっており、公的病院の出産費用だけを見ても40.6万円となっていること
 - ・ 仮に総額を引き下げるとした場合、分娩機関から本人に対する出産費用の請求が、掛金の引き下げ幅以上に下がらない限り、本人の実質的な負担が増加すること
 - ・ 一方で、医療保険財政は厳しい状況にあるため、総額の引き上げは困難であること等を総合的に考慮し、今回は総額42万円を維持することとしてはどうか。
- ただし、今後、改定の在り方を検討することとしてはどうか。

○健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）（抄）

第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、三十九万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

参 考 資 料

出産育児一時金について

- 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。
- 出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。

➤平成18年10月：30万円→35万円

保険局保険課の調査に基づく平成17年3月の国立病院の平均出産費用（35万円）を参照

➤平成21年1月：35万円→原則38万円

産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設

➤平成21年10月：原則38万円→原則42万円（平成23年3月までの暫定措置）

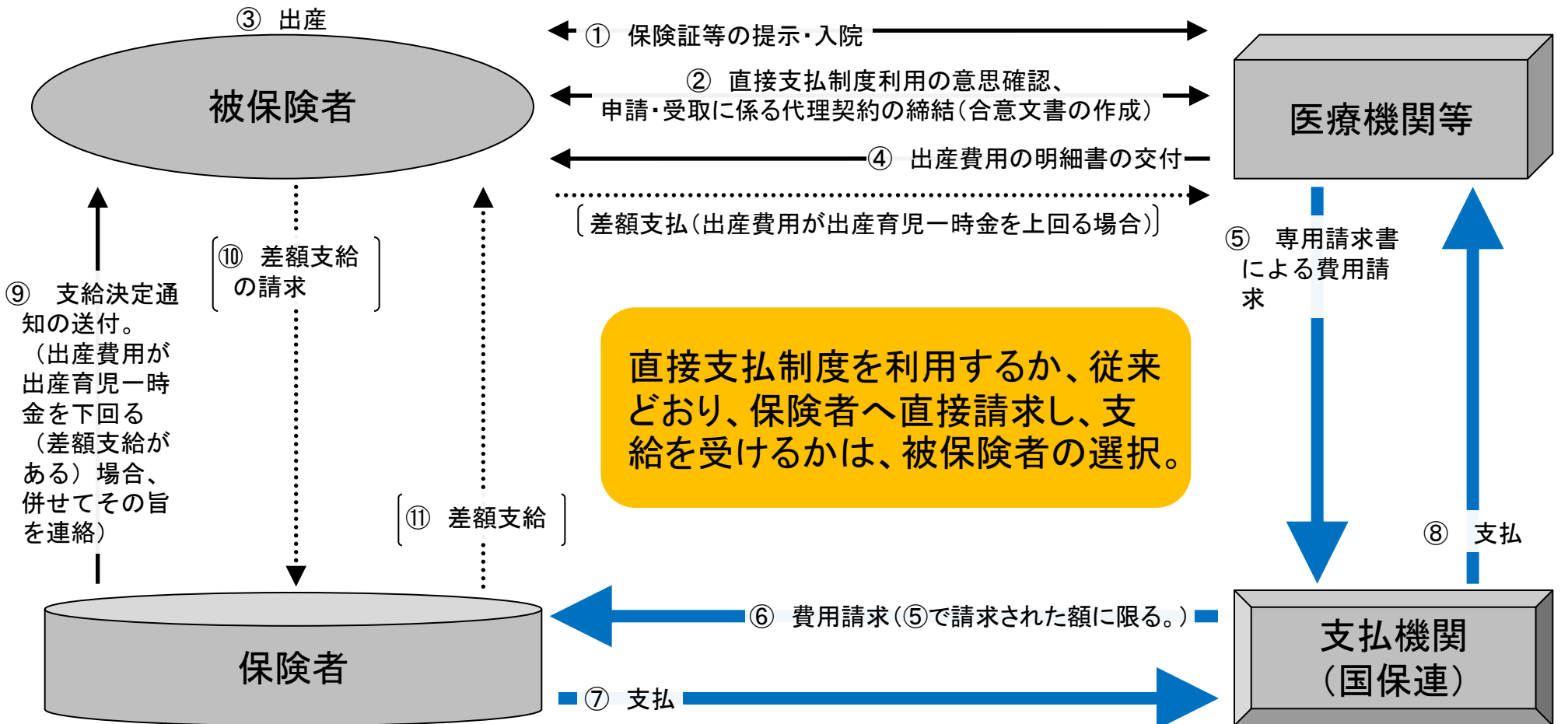
日本産婦人科医会の調査に基づく平成19年度の公的病院、私的病院、診療所の平均出産費用（39万円）を参照

出産育児一時金の直接支払制度導入

➤平成23年4月：原則42万円を恒久化

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

- 緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月1日より支給額の引上げ（原則38万円→原則42万円）と併せて実施。
- 医療機関等に直接支払われるため、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がない。



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

(参考)専用請求書について

平成 年 月分 出産育児一時金等代理申請・受取請求書【 正常 ・ 異常 分娩】

保険者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

医療機関等コード									
分娩機関管理番号									
医療機関等所在地及び名称									

被保険者等との申請及び受取に係る契約に基づき、被保険者等に代わり以下のとおり支払を求めます。

社国	本家	被保険者証記号		被保険者証番号		妊婦氏名(カナ氏名)		生年月日	在胎週数	出産年月日
1:社・2:国	1:本・5:家							3:昭 4:平 年 月 日		4:平 年 月 日
死産有無	出産数	入院日数	産科医療補償制度	入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料	
1:有・2:無・3:混在			1:対象・2:対象外・3:混在							
処置・手当料	産科医療補償制度	その他	一部負担金等	妊婦合計負担額	代理受取額	備考				

合計	取扱件数	出産数	代理受取額合計

頁数
/

(参考)専用請求書記載項目について

- ①入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- ②室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- ③分娩介助料…異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。）時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- ④分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。異常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- ⑤新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑥検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑦処置・手当料…妊婦（産褥期も含む）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑧産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- ⑨その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、①～⑧に含まれない費用をいう。
- ⑩一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。
- ⑪妊婦合計負担額 … 直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。①～⑩の合計に一致する。
- ⑫代理受取額 … 直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合は39万円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は39万円が記載額となる。直接支払制度を利用していない場合には、領収・明細書上0円となる。また、多児出産（死産を含む）の場合は、児数×出産育児一時金等の額が上限となる。

出産育児一時金の規定について

平成25年10月23日
第69回社会保障審議会医療保険部会資料

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)(抄)

第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、三十九万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。)に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。))が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。
- 二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

※「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」(抄)(平成20年12月5日 保保発第1205001号)

財団法人日本医療機能評価機構(以下「機構」という。)が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等については、令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものである。

これらの医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金等の加算額は、機構の運営する産科医療補償制度における掛金(在胎週数第22週以降の出産(死産を含む。以下同じ。))の場合に発生)が3万円であることから、3万円が基準となるものであり、出産育児一時金等については在胎週数第22週以降の出産の場合、合計38万円を支給すること。

なお、令第36条において加算額については「3万円を超えない範囲内で保険者が定める額」としているのは、産科医療補償制度開始後の見直しの中で当該掛金の額が変動しうるためである。

健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準)

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由)

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 天災、事変その他の非常事態
- 二 出産した者の故意又は重大な過失

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態)

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件)

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者(以下この条及び次条において「病院等」という。))に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。)(次条において「出生した者等」という。))に対して適切な期間にわたり支払うための保険金(特定出産事故(同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。))が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。))が支払われるものであることとする。

(令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置)

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成20年12月17日）
（厚生労働省告示第541号）

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十一年一月一日から適用する。

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 低酸素状態が継続して、臍帯動脈血中の水素イオン指数が七・一未満である代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見があると認められるもの
- 二 分娩監視装置が示す情報に当初異常が認められなかったが、その後胎児に低酸素状態が生じ、当該情報に異常が認められたもの

産科医療補償制度の概要

制度創設の経緯

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つである。このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、①分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、②紛争の早期解決を図るとともに、③事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図ることを目的とし、平成21年1月から（公財）日本医療機能評価機構において産科医療補償制度の運営が開始された。

※制度の創設に当たっては、平成18年11月に与党においてとりまとめられた枠組みを踏まえ、制度の詳細について検討が行われた。

補償対象

（※ 該当年に誕生した児のうち、制度創設時の対象者推計数は概ね500～800人）

○ 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺

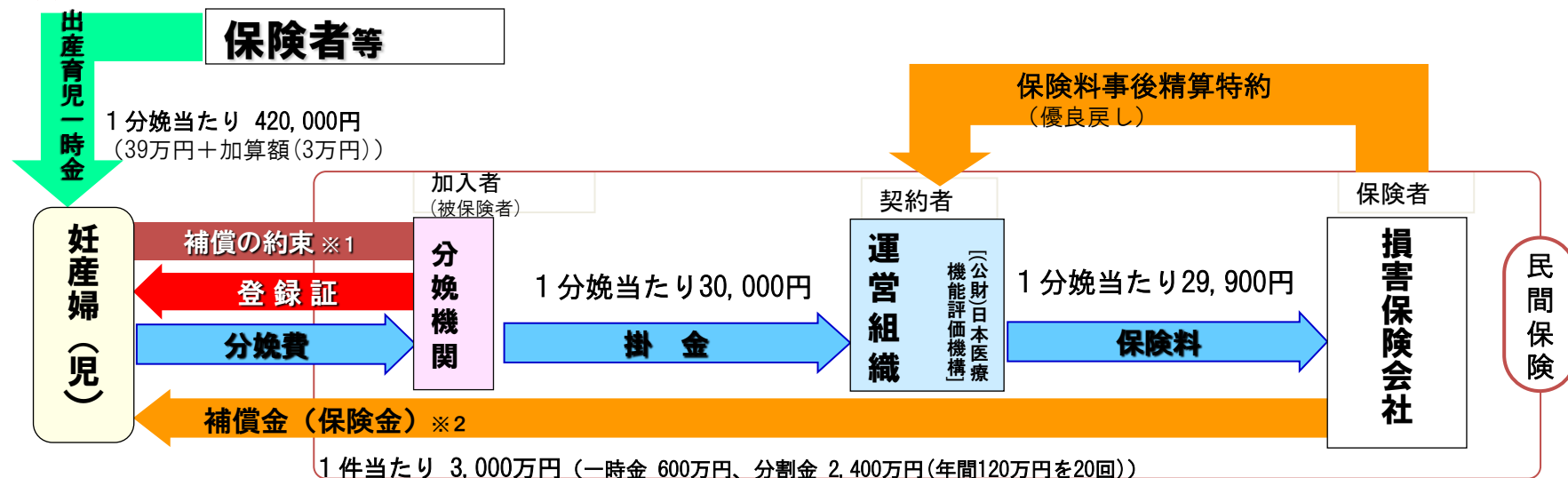
- ・出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上、または在胎週数28週以上かつ所定の要件に該当する場合
- ・身体障害者等級1・2級相当の重症者
- ・先天性要因等の除外基準に該当するもの除く

○ 補償申請期間は児の満5歳の誕生日まで（※平成21年生まれの子の場合、平成26年まで申請可能）

その他

遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

<補償の機能>



※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる